

県職交渉（R2確定①）概要

- 1 日時 令和2年11月5日（木）
- 2 場所 審理審問室
- 3 出席者 【当局】行政経営部長，人事課長外
【組合】委員長，副委員長，書記長
- 4 議題 児童福祉司，通勤手当，両立支援，時間外勤務，再任用職員，会計年度任用職員

【参考】R2確定交渉① 提案内容

- 現時点で本年の人事委員会勧告が行われていないが，人事委員会勧告は尊重すべきものと考えている。
- 厚生労働省から，児童虐待への対応等に当たる児童福祉司等について，月額 20,000 円相当の処遇改善の考えが示されたことを踏まえ，こども家庭センターに勤務する児童福祉司等の職員の給与について，所要の措置を講じることとしたい。

項目	組合主張	当局回答
児童福祉司	○こども家庭センターでは幅広い職種の職員が業務を行っており，詳細を示してしっかり議論してくれ。	○はい。
通勤手当	○昨年の消費税の増税により，再度持出しが生じた職員もいる。課題認識はどうか。	○自己負担が残る者がいることについては，引き続き課題意識を持って取り組んでいく。
両立支援	○両立支援の課題について，人事委員会に具体的に何を要望しているのか。 ○不妊治療休暇について，どういう休暇を検討・要望しているのか	○介護が長期間になると現行の制度ではカバーできない場合があるので，課題を踏まえて要望している。 ○事前の検査などで使える休暇をイメージしているが，詳細は検討中だ。
時間外勤務	○長時間の時間外勤務について，どう認識しているのか。 ○上限規制の特例も出ており，危機感を持って対応してくれ。	○これまでも局間応援などの対応をしているが，現状で厳しい職場があることは認識している。 ○局とも話をし，何ができるか考えていく。
再任用職員	○再任用職員の一時金や生活関連手当について，どういう認識か。	○国の制度に準じており，国にも働きかけている。引き続き何ができるか考えていきたい。
会計年度任用職員	○人事院勧告では一時金の引下げが期末手当で配分されているが，会計年度任用職員には期末手当しかなく，制度的に課題がある。 ○休暇は正規職員とは大きな格差があり，特に病気休暇の日数拡大について検討してくれ。	○会計年度任用職員は国の制度に倣っている部分が多く，国の制度の中で整理していくのが基本と思っている。